

令和7年4月1日より、国の健康保険法等の規定に基づき
 入院中の食事代の自己負担金額が下記の通り変更となります。

■ 食費の標準負担額（1食につき）

	現行	改定後
一般所得者の 場合 ※1	490円	+20円 → <u>510円</u>
住民税非課税世 帯の場合	230円	+10円 → <u>240円</u>
住民税非課税世 帯の場合で過去 1年間の入院日数 が90日を超えてい る場合	180円	+10円 → <u>190円</u>
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	110円	→ <u>110円</u> (変更なし)

※1 平成28年4月1日において1年以上継続して精神病棟に入院している患者様は1食あたり負担額260円となります。



かないわ病院